

<現行の取扱>

- 民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。
- これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務(※)を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものである。

(※)民生委員の職務

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

(※)児童委員の職務



1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

<対応>

- ご提案については、民生委員法の規定を踏まえ、民生委員の当該地域での職務(例：日常的な相談援助、虐待や生活困窮など福祉的課題がある家庭への訪問、災害時等の活動、福祉事務所や児相等への協力等)について、在勤者の方(別の市町村に居住し、基本的に勤務のためにその時間に当該地域に来訪している方等)に、適切かつ継続的に担っていただけるか等の点も含めて、当事者・関係団体の意見等も踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討する必要がある。
- 一方で、民生委員活動の担い手の拡大や負担軽減については重要な課題。このため、今後、民生委員の業務内容や業務量等の実態も把握しつつ、関係団体のご意見も踏まえながら、民生委員協力員によるサポートや、業務負担の軽減策、地域の創意工夫も活かした取り組みの促進等について検討を進める。

【参考】民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法 （児童福祉法第16条により児童委員を兼務）

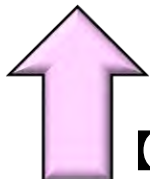


225,356人
(令和4年12月1日現在)

※活動費は地方交付税の積算に算定

- 特別職の地方公務員(無報酬)
- 任期3年
- 守秘義務あり

5



【委嘱】

厚生労働大臣



【推薦】

都道府県知事等

【意見】

(努力義務)



【推薦】

市町村 民生委員推薦会

地方社会福祉審議会

※委員の人数や構成については市町村長の裁量に委ねる。

＜民生委員・児童委員1人当たりの活動状況＞ (令和3年度実績)

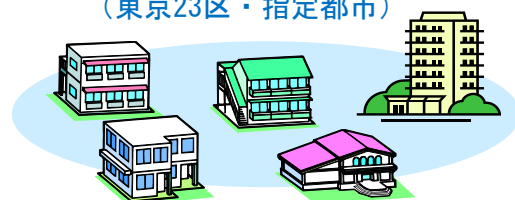
総活動件数：年2,381万件

【都市部】

(東京23区・指定都市)

【担当区域】

【町村部】



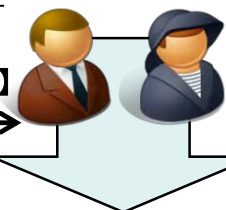
220～440世帯



70～200世帯

行政・社協・学校・
社会福祉施設・
地域包括支援
センター等

【連携】



【支援】

民生委員
児童委員
協議会

【活動内容】

＜調査・実態把握＞

＜相談・支援＞ ＜地域福祉活動＞ ＜定例会・研修等＞



21.6件



31.2件



21.6件



14.4件

＜行事・会議等への参加＞



12.5件

＜証明事務＞



1.6件

＜訪問＞



142回

2